

第14回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 表現行為時の言動や態様について検討するとともに、インターネット上に掲載し拡散する行為も一体のものと捉え、事案の全体を総合的に考慮すべき。

 - ・ ヘイトスピーチの該当性を判断する際は、言葉の長短や個別具体的な表現といった形式的なものだけではなく、事案の背景や文脈等からその言葉のメッセージ性を捉え、全体考察をしていくべき。

- 事務連絡ほか